

第一九回

参第一二号

公職選挙法の一部を改正する法律（案）

公職選挙法の一部を次のように改正する。

目次中

「 第八十九条 （公務員の立候補制限）
第九十条 （立候補のための公務員の退職）
第九十一条 （公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合） 」

を

「 第八十九条 （公務員等の立候補制限）
第九十条 （立候補のための公務員等の退職）
第九十一条 （公務員等となつたため立候補の辞退とみなされる場合） 」

に、「第百三十七条の二 （未成年者の選挙運動の禁止）」を

「 第百三十七条の二 （未成年者の選挙運動の禁止）
第百三十七条の三 （被選挙権停止者の選挙運動の禁止） 」

に、「第二百十二条 （出納責任者の報告義務違反に因る当選無効の訴訟）」を「第二百十二条 削除」に、「第二百三十九条 （事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反）」を

「 第二百三十九条 （事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反）
第二百三十九条の二 （被選挙権停止者の選挙運動の禁止違反） 」

に、「第二百五十二条 （選挙犯罪に因る処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）」を「第二百五十二条 （選挙犯罪に因る処刑者に対する被選挙権の停止）」に改める。

第十一条第一項第三号中「法律の定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪以外の犯罪に因る」を削り、同条第二項中「選挙権及び被選挙権を有しない者については、」を「被選挙権を有しない者については、前項の外」に、「選挙権及び被選挙権の停止」を「被選挙権の停止」に改める。

第十三条第二項但書を削り、同項に次の三項を加える。

- 3 一の選挙区の区域内における市町村の廃置分合に因り、又は町村を市とし、市を町村とし、村を町とし、若しくは町を村とする処分に因り別表第一に掲げる市町村がなくなつても、選挙区は、なお従前の区域による。
- 4 二以上の選挙区の区域にわたつて市町村の廃置分合又は境界変更がある場合においては、第二項の規定にかかわらず、選挙区の区域は、これに伴つて変更する。但し、その区域が一選挙区とされている市が当該廃置分合に因つて他の市町村に属するに至つたときは、選挙区は、なお従前の区域による。
- 5 前項本文の場合において、あらたに設置された市又はあらたに設置されその区域を二以上の選挙区に分つている郡に所属することとなつた町村の属すべき選挙区は、関係区域における議員一人当りの人口、関係選挙区に属していた者で当該市町村に属するに至つたものの数その他の事情を考慮して、内閣総理大臣が定める。

第六十八条第一項第二号及び第八十六条第八項中「公務員」の下に「等」を加える。

第八十九条の見出し中「公務員」の下に「等」を、同条第一項本文中「公務員」の下に「及び日本国有鉄道、日本専売公社又は日本電信電話公社の役員」を加え、同条に次の四項を加える。

4 左の各号に掲げる職に在つた者は、その職を離れた後二年間は、衆議院議員又は参議院議員の選挙における候補者となることができない。

一 事務次官

二 庁（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第三項に規定する庁をいう。以下同じ。）の長（国務大臣をもつて充てるものを除く。）又は次長

三 府、省又は庁の内部部局たる局、官房又は部の長

四 日本国有鉄道、日本専売公社又は日本電信電話公社の役員

5 都道府県の知事又は副知事の職に在つた者は、その職を離れた後二年間は、参議院（全国選出）議員の選挙における候補者となり、又は衆議院議員若しくは参議院（地方選出）議員の選挙において当該都道府県の区域の全部若しくは一部をその区域とする選挙区における候補者となることができない。

6 国の行政機関の地方支分部局（道の区域の全部、二以上の都道府県の区域の全部又は二以上の都道府県の区域の全部及びそれ以外の一若しくは二以上の都道府県の区域の一部に係る事項を所管するものに限る。）の長の職に在つた者は、その職を離れた後二年間は、衆議院議員又は参議院（地方選出）議員の選挙において当該地方支分部局の所管事項に係る区域の全部又は一部をその区域とする選挙区における候補者となることができない。

7 引き続き二期にわたつて一の都道府県の知事の職に在つた者又は在る者は、当該都道府県のそれに引き続く期の知事の選挙における候補者となることができない。

第九十条の見出し中「公務員」の下に「等」を加え、同条中「前条の規定により公職の候補者となることができない公務員」を「前条第一項及び第二項の規定により公職の候補者となることができない職に在る者」に、「公務員たること」を「その職」に、「当該公務員」を「当該職に在る者」に改める。

第九十一条中「公務員」の下に「等」を、「第八十九条」の下に「第一項及び第二項」を加える。

第九十三条第二項中「公務員」の下に「等」を加える。

第一百三条第二項中「同項に規定する公務員」を「同項に規定する職に在る者」に、「その退職の申出」を「その職を辞する旨の申出」に、「当該公務員」を「当該職に在る者」に、「当該公務員たること」を「その職」に改める。

第一百七条中「第二百五十一条第一項前段（（当選人の選挙犯罪の場合））」を「第二百五十一条第一項若しくは第三項（（当選人又は出納責任者の選挙犯罪の場合））」に改める。

第百九条第五号中「、第二百十一条（（選挙運動総括主宰者の選挙犯罪の場合））又は第二百十二条（（出納責任者の報告義務違反の場合））」を「又は第二百十一条（（選挙運動総括主宰者の選挙犯罪の場合））」に、同条第六号中「第二百五十一条第一項前段（（当選人の選挙犯罪の場合））」を「第二百五十一条第一項又は第三項（（当選人又は出納責任者の選挙犯罪の場合））」に改める。

第百十三条第一項中「その議員の欠員の数が」を「衆議院議員の場合にあつては欠員が生じたときは常に、その他の議員の場合にあつてはその欠員の数が」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を第一号とし、以下順次一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「衆議院議員、」及び第一号を削り、同項第二号を第一号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第百三十七条の二の次に次の一条を加える。

（被選挙権停止者の選挙運動の禁止）

第百三十七条の三 第二百五十二条（（選挙犯罪に因る処刑者に対する被選挙権の停止））の規定により被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができない。

第百四十四条第一項第一号但書中「一千枚」を「四百枚」に改める。

第百八十五条第一項中「出納責任者は、」の下に「命令の定めるところにより、」を加える。

第百九十八条但書を削る。

第二百一条の四中「四円」を「八円」に改める。

第二百十一条中「第二百五十一条第一項後段」を「第二百五十一条第二項」に改める。

第二百十二条を次のように改める。

第二百十二条 削除

第二百七条及び第二百二十条第二項中「、第二百十一条（（選挙運動総括主宰者の選挙犯罪の場合））又は第二百十二条（（出納責任者の報告義務違反の場合））」を「又は第二百十一条（（選挙運動総括主宰者の選挙犯罪の場合））」に改める。

第二百三十九条の次に次の一条を加える。

（被選挙権停止者の選挙運動の禁止違反）

第二百三十九条の二 第百三十七条の三（（被選挙権停止者の選挙運動の禁止））の規定に違反して選挙運動をした者は、二年以下の禁錮又は二万五千元以下の罰金に処する。

第二百四十六条に次の一項を加える。

2 出納責任者の職務が代行されているときは、前項の規定は、その職務を代行する者に対しても適用があるものとする。

第二百四十七条に次の二項を加える。

2 会計帳簿、明細書又は領収書その他の支出を証すべき書面をかくし、そこないその他これらの帳簿書類の使用を妨げる行為をして当該帳簿書類に係る事項について第百八十九条第一項の規定による報告書を提出することをできなくした者も、また前項と同様とする。

3 前条第二項の規定は、第一項の場合について、準用する。

第二百五十一条第一項中「規正違反）」の下に「第一項」を加え、同項後段を削り、同条第二項中「出納責任者が第二百四十七条（（報告書提出の義務違反））の罪」を「出納責任者（出納責任者に代つてその職務を行う者を含む。以下同じ。）が前項に掲げる罪、第二百四十六条第一項第一号から第五号まで若しくは第七号から第九号までの罪若しくは第二百四十七条（（報告書提出の義務違反））の罪を犯し刑に処せられたとき又は出納責任者であつた者が第二百四十六条第一項第六号の罪」に改め、同項但書を削り、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 選挙運動を総括主宰した者が第二百二十一条（（買収及び利害誘導罪））、第二百二十二条（（多数人買収及び多数人利害誘導罪））、第二百二十三条（（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪））又は第二百二十三条の二（（新聞紙、雑誌の不法利用罪））の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

第二百五十二条の見出し及び同条第一項中「選挙権及び」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 裁判所は、情状に因り、刑の言渡と同時に、第一項に規定する者に対し同項の五年間の期間若しくは刑の執行猶予中の被選挙権を有しない期間を、また前項に規定する者に対し同項の十年間の期間をそれぞれその二分の一を限度として短縮する旨を宣告することができる。

第二百五十三条を次のように改める。

（罪の時効）

第二百五十三条 本章の罪の時効は、一年を経過することに因り完成する。但し、犯人が逃亡したときは、その期間は、二年とする。

第二百五十三条の二第一項中「規正違反）」の下に「第一項」を加え、「又は出納責任者に係る第二百四十七条（（報告書提出の義務違反））の罪」を「、出納責任者に係る第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十三条の二、第二百四十六条第一項第一号から第五号まで若しくは第七号から第九号まで若しくは第二百四十七条（（報告書提出の義務違反））の罪又は出納責任者であつた者に係る第二百四十六条第一項第六号の罪」に改める。

第二百五十四条中「規正違反）」の下に「第一項」を加え、「又は出納責任者が第二百四十七条（（報告書提出の義務違反））の罪」を「、出納責任者が第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十三条の二、第二百四十六条第一項第一号から第五号まで若しくは第七号から第九号まで若しくは第二百四十七条（（報告書の義務違反））の罪を犯し刑に処せられたとき又は出納責任者であつた者が第二百四十六条第一項第六号の罪」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一

選挙区		議員数
北海道		
第一区	札幌市	二人
第二区	函館市	一人
第三区	小樽市	一人
第四区	石狩支庁管内	一人
第五区	渡島支庁管内	二人
	檜山支庁管内	
第六区	後志支庁管内	一人
	夕張市	
	岩見沢市	
	美唄市	
第七区	空知支庁管内のうち	
	夕張郡	二人
	空知郡 三笠町	
	栗沢町	
	幌向村	
	北村	
	芦別市	
第八区	空知支庁管内のうち	
	樺戸郡	
	雨竜郡	
	空知郡 砂川町	
	上砂川町	
	奈井江町	二人
	滝川町	
	江部乙町	
	音江村	
	歌志内町	
	赤平町	

第九区	旭川市	二人
	上川支庁管内のうち	
	上川郡 東鷹栖村	
	鷹栖村	
	江丹別村	
	東旭川村	
	神楽村	
	東神楽村	
	神居村	
	永山村	
	当麻村	
	比布村	
	愛別村	
	上川町	
	東川村	
美瑛町		
空知郡	二人	
勇払郡		
留萌市		
稚内市		
留萌支庁管内		
宗谷支庁管内		
上川支庁管内のうち		
中川郡		
上川郡 和寒町		
剣淵村		
温根別村		
士別町		
上士別村		
朝日村		
多寄村		
風連町		
名寄町		
下川町		
第十区	網走市	二人
	北見市	
	網走支庁管内	
第十一区	室蘭市	一人
	胆振支庁管内のうち	
	虻田郡	
	有珠郡	
	幌別郡	
第十二区	白老郡	一人

宮	第 二 区	{	花北	卷上	市	一人
	第 三 区	{	和稗	上賀	市	一人
	第 四 区	{	水一	賀貫	郡	一人
	第 五 区	{	西胆	沢	市	一人
	第 六 区	{	江大	関井	郡	一人
	第 七 区	{	氣東	沢刺	郡	一人
	城 区	{	釜上	船渡	市	一人
秋	第 一 区	{	仙	磐	郡	二人
	第 二 区	{	塩宮	石	市	一人
	第 三 区	{	黒白	取田	郡	二人
	第 四 区	{	名柴	理具	郡	一人
	第 五 区	{	亘伊	田川	郡	一人
	第 六 区	{	刈古	田美	郡	一人
	第 七 区	{	遠加	田卷	市	一人
秋	第 一 区	{	志石	生鹿	郡	一人
	第 二 区	{	桃牡	仙沼	市	一人
秋	第 三 区	{	気本	吉米	郡	一人
	第 四 区	{	登玉	造原	郡	一人
秋	第 五 区	{	栗	田鹿	市	二人
	第 六 区	{	秋男	秋田	郡	二人
第 七 区	{	南河	辺	郡	二人	

山形県	第 二 区	能大 山北	代館 本	市市 郡郡	市市 郡郡	二人	
	第 三 区						秋
	第 四 区	仙横 湯平	角北 手沢	市市 市市	市市 郡郡	二人	
	第 五 区						雄本 由
	第 一 区	山南	形	市	市	一人	
第 二 区	米沢	村	市	市	一人		
第 三 区	東南	置	賜	郡	一人		
第 四 区	西東	置	賜	郡	一人		
第 五 区	西北	村	山	郡	二人		
福島県	第 六 区	新最	庄	市	市	一人	
	第 一 区	鶴酒	上岡	市市 市市	市市 市市	二人	
							田川
	第 二 区	東西	田田	川	郡	郡	
	第 三 区	福信	島	市	郡	一人	
第 四 区	伊相	夫達	市	市	一人		
第 五 区	原相	馬町	市市 市市	市市 市市	一人		
						双平	葉
第 六 区	常磐	磐城	市市 市市	市市 市市	二人		
						石白	河
第 七 区	東西	白	川	市	市	一人	

	第 六 区	{	郡須安	山 賀 川	市 市		二人
	第 七 区	{	安岩田	達積瀨	郡 郡 郡		一人
	第 八 区	{	石若喜	村 川 松	郡 郡 市		
			南北耶	多 会 会	市 市 郡		二人
			河大	方 津 津	郡 郡 郡		
				麻 沼 沼	郡 郡 郡		
茨 城 県	第 一 区	{	水東	戸 城 城	市 郡 郡		二人
	第 二 区	{	西日多	茨 茨 立 賀	市 郡 市		一人
	第 三 区	{	那珂	珂 湊	市 郡 郡		二人
	第 四 区	{	那久鹿	珂 慈 島	郡 郡 郡		一人
	第 五 区	{	行土石	方 浦 岡	郡 市 市		一人
	第 六 区	{	新竜	治 崎	市 郡 郡		一人
	第 七 区	{	竜稻北	夕 敷 相 馬	市 郡 郡		一人
	第 八 区	{	古猿	河 島 城	市 郡 市		
			結下筑	館 波 壁	市 市 郡		二人
			真結	城	郡 郡		
栃 木 県	第 一 区	{	宇河	都 宮	市 郡 郡		二人
	第 二 区	{	塩鹿今	内 谷 沼 市 光	市 市 市		一人
			日上	都 賀	市 市 郡		

	第 三 区	{	那	須	郡	二
	第 四 区	{	芳	賀	郡	二
	第 五 区	{	栃	木	市	二
			小	山	市	二
			下	都	郡	二
			佐	賀	市	二
			足	野	市	二
			安	利	郡	二
			足	利	郡	二
群	馬	県				
	第 一 区	{	前	橋	市	二
	第 二 区	{	渋	川	市	二
	第 三 区	{	勢	多	郡	一
			北	群	郡	一
			群	馬	郡	一
			碓	氷	郡	一
			高	崎	市	二
			富	岡	市	二
			藤	岡	市	二
			多	野	郡	二
			甘	楽	郡	二
			伊	勢	市	二
			太	崎	市	二
			館	田	市	二
			佐	林	市	二
			新	波	郡	二
			邑	田	郡	二
			桐	楽	市	一
			山	生	市	一
			沼	田	郡	一
			利	根	市	一
			吾	妻	郡	一
埼	玉	県				
	第 一 区	{	浦	和	市	二
	第 二 区	{	川	口	市	二
			大	宮	市	二
			北	足	郡	二
			川	立	市	二
			所	越	市	二
			飯	沢	市	二
			入	能	市	二
			比	間	郡	二
			南	企	郡	二
			北	埼	郡	二
			行	葛	市	二
			北	田	市	一
				玉	郡	一
				飾	市	一
				玉	郡	一

第十二区	中野区	区	一人
第十三区	杉並区	区	二人
第十四区	豊島区	区	一人
第十五区	北区	区	二人
第十六区	荒川区	区	一人
第十七区	板橋区	区	二人
第十八区		練馬区	
第十九区	足立区	区	二人
第二十区	葛飾区	区	一人
第二十一区	江戸川区	区市	一人
	立川市	市	
	武蔵野市	市	
第二十二区	三鷹市	市	二人
	府中市	市	
第二十三区	北多摩郡	郡	一人
	八王子市	市	
第二十四区	青梅市	市	一人
	西多摩郡	郡	
神奈川第一区	鶴見区	区	一人
第二区	神奈川区	区	一人
		北	
第三区	西中磯子	区	一人
		区	
第四区	磯子区	区	二人
		南区	
		保土ヶ	
第五区	戸塚区	区	二人
		区	
第六区	鎌倉市	市	一人
		市	
第七区	三浦市	市	二人
		郡	
		横須賀市	
第八区	藤沢市	市	一人
		市	
		高座市	
		葉山町	
		南下浦町	
		三崎町	
		初声村	
		寒川町	
		渋谷村	
		小出村	
		御所見村	
		有馬村	
		大和町	
		綾瀬町	

新	第 九 区	平中愛津高	塚 甲 久 座	市郡郡郡郡	海老名町 座間町 相模原町	二人																																				
						第 十 区	小足足	田柄柄	原上下	市郡郡	一人																															
											第 一 区	新新中東新	浦浦登	鴻津 原原田	市市郡市市	二人																										
																第 二 区	新村北岩	浦 船	上原 郡市	二人																						
																				第 三 区	西 燕	浦 原	市郡市	一人																		
																								第 四 区	三見加南	条附茂 浦 原	市市市市郡	一人														
																												第 五 区	長柏古三刈	岡崎志島羽	市市市郡郡	二人										
																																第 六 区	小十北南中	千日魚魚魚	谷町沼沼沼	市市市郡郡	二人					
																																					第 七 区	高東中西	頸頸頸	田城城城	市郡郡郡	二人
																																										第 八 区
富 山 第 一 区	富	山	市	一人																																						
				第 二 区	魚黒下	津部 新川	市市市郡	一人																																		
								第 三 区	滑中上	新新川	市市郡	一人																														

	第 四 区	{	新射	湊	市	一人
	第 五 区	{	射婦	水負	郡	
	第 六 区	{	高水	岡見	市	一人
			礪東	波	市	
			西	礪波	市	一人
石	川 県				郡	
	第 一 区	{	金	沢	市	二人
	第 二 区	{	石小	川松	郡	
	第 三 区	{	江能	沼美	市	一人
	第 四 区	{	七河	尾北	郡	
			羽鹿	昨島	郡	二人
			輪鳳	島至	市	
			珠	洲	郡	一人
福	井 県					
	第 一 区	{	福坂	井	市	二人
	第 二 区	{	吉足	井田	郡	
	第 三 区	{	大今	羽野	郡	一人
	第 四 区	{	武丹	立生	市	
			南敦	生条	郡	一人
			小敦	賀浜	市	
			三遠	賀方	市	一人
			大	敷飯	郡	
山	梨 県					
	第 一 区	{	甲	府	市	一人
	第 二 区	{	西塩	山	郡	
	第 三 区	{	東東	山	市	一人
			富北	八	郡	
			南	士	市	一人
				都	郡	
				留	郡	

長野	第 四 区	{	北中	巨 巨	摩 摩	郡 郡	二人
	第 一 区	{	長上	水 野	内 市	郡 郡	一人
	第 二 区	{	須下	水 坂	内 郡	郡 郡	一人
	第 三 区	{	上下	高 高	井 郡	郡 郡	一人
	第 四 区	{	更埴	級 科	田 郡	市 郡	一人
	第 五 区	{	上小	田 諸	市 郡	市 郡	一人
	第 六 区	{	小北	佐 久	久 郡	市 郡	一人
	第 七 区	{	南諏	訪 谷	訪 市	市 郡	一人
	第 八 区	{	岡諏	訪 那	那 市	市 郡	一人
	第 九 区	{	伊上	伊 田	那 市	市 郡	一人
岐 阜	第 一 区	{	飯下	伊 本	摩 郡	郡 郡	二人
	第 二 区	{	松東	筑 筑	摩 郡	郡 郡	一人
	第 三 区	{	西北	安 安	曇 郡	郡 郡	一人
	第 一 区	{	岐羽	阜 島	市 市	郡 郡	二人
	第 二 区	{	羽稻	島 葉	市 郡	郡 郡	一人
	第 三 区	{	大安	垣 八	津 郡	郡 郡	一人
	第 四 区	{	海養	老 破	斐 郡	郡 郡	一人
	第 五 区	{	不揖	本 本	郡 郡	郡 郡	一人

愛	知	県					
第	一	区	{	千	種	区	一人
第	二	区	{	東		区	一人
第	三	区	{	北	穂	区	一人
第	四	区	{	西	田	区	一人
第	五	区	{	瑞		区	一人
第	六	区	{	熱		区	一人
第	七	区	{	中	和	区	一人
第	八	区	{	昭	村	区	一人
第	九	区	{	中	川	区	一人
第	十	区	{	中		区	一人
第	十一	区	{	港		区	一人
第	十二	区	{	南	宮	区	二人
第	十三	区	{	一	島	市	二人
第	十四	区	{	津	栗	市	二人
第	十五	区	{	葉	島	郡	二人
第	十六	区	{	中	部	郡	二人
第	十七	区	{	海	山	市	一人
第	十八	区	{	大	日	郡	一人
第	十九	区	{	西	井	市	一人
第	二十	区	{	丹	羽	市	一人
第	二十一	区	{	春	日	市	一人
第	二十二	区	{	日	井	市	一人
第	二十三	区	{	春	井	市	一人
第	二十四	区	{	瀬	日	郡	二人
第	二十五	区	{	東	田	市	二人
第	二十六	区	{	半	滑	市	二人
第	二十七	区	{	常	知	郡	二人
第	二十八	区	{	愛	多	市	二人
第	二十九	区	{	知	崎	市	二人
第	三十	区	{	岡	城	市	二人
第	三十一	区	{	安	谷	市	二人
第	三十二	区	{	刈	母	市	二人
第	三十三	区	{	挙	海	市	二人
第	三十四	区	{	碧	加	郡	二人
第	三十五	区	{	西	茂	市	一人
第	三十六	区	{	碧	南	市	一人
第	三十七	区	{	西	尾	市	一人
第	三十八	区	{	幡	豆	市	一人
第	三十九	区	{	豊	川	郡	一人
第	四十	区	{	蒲	郡	市	一人
第	四十一	区	{	宝	飯	市	一人
第	四十二	区	{	八	名	郡	一人
第	四十三	区	{	豊	橋	市	一人
第	四十四	区	{	渥	美	郡	一人
第	四十五	区	{	南	設	郡	一人
第	四十六	区	{	北	設	郡	一人
第	四十七	区	{	東	加	郡	一人
第	四十八	区	{	額	田	郡	一人

三 重 県

第 一 区	{	津 濃 市	市	一人
第 二 区	{	安 志 郡	郡	一人
第 三 区	{	鈴 鹿 市	市	二人
	{	河 名 市	市	
第 四 区	{	四 日 市	市	一人
	{	桑 名 市	市	
第 五 区	{	員 重 郡	郡	一人
	{	三 上 野 張 山 賀 阪 南 氣 田	市 郡 市 郡 市 郡 市 郡 市 郡	
第 六 区	{	宇 治 山 田	市 郡	二人
	{	度 志 北 南 牟 婁	市 郡 郡 郡	

滋 賀 県

第 一 区	{	大 津 郡	郡	一人
第 二 区	{	高 島 太 賀 八 幡	郡 郡 市 郡	一人
第 三 区	{	栗 甲 近 野 蒲 彦 神 愛 犬 長 坂 東 伊 香	郡 郡 市 郡 郡 市 郡 郡 市 郡 郡 郡	一人
第 四 区	{	江 洲 生 根 崎 知 上 浜 田 井	市 郡 郡 市 郡 郡 市 郡 郡 市 郡 郡	一人
第 五 区	{	野 洲 生 根 崎 知 上 浜 田 井	市 郡 郡 市 郡 郡 市 郡 郡 市 郡 郡	一人

京 都 府

第 一 区	{	上 左 中 右 東	区 区 区 区 区	二人
第 二 区	{	京 京 京 京 山	区 区 区 区 区	二人

第八区	布 施 市 八 尾 市 中 河 内 郡	巽 町 加 美 村 松 原 町 長 吉 村 瓜 破 村 矢 田 村 天 美 町 三 宅 村 布 忍 村 惠 我 村 志 紀 村	二人
		南 河 内 郡 枚 方 市 守 口 市 寝 屋 川 市 北 河 内 郡 中 河 内 郡	高 安 村 南 高 安 町 柏 原 町 孔 舍 衛 村 枚 岡 町 繩 手 町 三 野 郷 村 石 切 町 英 田 村 盾 津 町 曙 川 村 若 江 村 玉 川 町
第十区	豊 池 市 豊 吹 市	中 田 郡 能 田 市 木 槻 市	一人
第十一区	豊 吹 市 茨 高 市 三 高 市	市 市 市 郡 市 市 郡 市 市	一人

		富田林市 河内長野市 南河内郡	石川村 磯長村 山田村 白木村 河内村 中村 赤阪村 千早村 東条村 天見村 南八下村 北八下村 古市町 駒ヶ谷村 西浦村 国分町 狭山町 登美丘町 日置莊町 平尾村 黒山村 丹南村 丹比村 埴生村 高鷺村 藤井寺町 道明寺町	一人
	第十二区			
		岸泉貝泉泉 和大塚野 田津野 市市市市 市市市郡 市市市郡		二人
	第十三区			
兵	庫	東灘 葺生 兵長 須垂 尼伊	灘 合田 庫田 磨水 崎丹	二人
	第一区			一人
	第二区			一人
	第三区			一人
	第四区			一人
	第五区			二人

第 六 区	{	西 芦	宮 屋	市 市		一 人
第 七 区	{	宝 川	塚 邊	市 市		一 人
第 八 区	{	有 多	馬 紀	郡 郡		一 人
第 九 区	{	西 多	脇 可	市 郡		一 人
第 十 区	{	冰 美	山 囊	郡 郡		一 人
第 十 一 区	{	加 加	東 西	郡 郡		一 人
	{	明 加	石 川	市 市		一 人
	{	加 加	古 古	市 郡		一 人
	{	姬 神	路 崎	市 郡		一 人
	{	印 朝	南 來	郡 郡		一 人
	{	飾 磨	來 磨	郡 都		一 人
第 十 二 区	{	相 龍	生 野	市 市	谷 外 村	二 人
	{	赤 揖	穂 穗	市 市	谷 内 村	
	{	赤 佐	保 穗	郡 郡	花 田 村	
	{	宍 飾	用 粟	郡 郡	御 國 野 村	
	{		磨 磨	郡 郡	四 鄉 村	
	{			郡 郡	糸 引 村	
	{			郡 郡	八 木 村	
第 十 三 区	{	豐 城	岡 崎	市 郡	家 島 町	一 人
	{	美 出	方 石	郡 郡	會 左 村	
	{	養 養	父 父	郡 郡	置 塩 村	
	{			郡 郡	鹿 谷 村	
	{			郡 郡	菅 野 村	
	{			郡 郡	余 部 村	

奈 良 県	第十四区	{	洲津三	本名原	市郡郡	一人	
	第一区	{	奈天	良理郡	市市市	二人	
			大和	郡上	市市郡		
			添山	辺駒	郡郡郡		
	第二区	{	生磯	宇陀	郡郡郡	一人	
			大和	高田	市郡郡		
	第三区	{	大北	葛城	市郡郡	一人	
			南高	市智野	郡郡郡		
	第四区	{	宇吉	智野	郡郡郡	一人	
	和 歌 山 県	第一区	{	和歌山	市	一人	
		第二区	{	海海	南草	市市郡	一人
				伊那	都賀	郡郡郡	
		第三区	{	御有	坊田	市市郡	一人
日田				高辺	郡郡郡		
第四区		{	西牟	牟婁	市市郡	一人	
			新東	牟婁	市市郡		
鳥 取 県	第一区	{	鳥倉	取吉	市市郡	二人	
			岩八	美頭	郡郡郡		
			泊三関東	村朝金郷	町町町		

	第二区	米西日東 子伯野伯 市郡郡郡	羽合町 灘手村 中北条村 下北条村 栄村 大誠村 由良町 東伯町 赤碓町 上中山村 下中山村	二人
島根県	第一区	松安八能 江来束義 市市郡郡 管内		二人
	第二区	隱岐支庁管 多原石雲川		一人
	第三区	仁大飯出簸		一人
	第四区	江大邇邑		一人
	第五区	浜益那美鹿 田賀濃足		一人
岡山県	第一区	岡総御赤吉西上和邑		一人
	第二区	山社津磐備 大寺		一人
	第三区	大道氣久		一人

山口県

第一区	山口	山防徳下	口府山	市市市	二人
第二区		徳下吉佐都下	松敷波濃関部	市市市郡郡郡	
第三区	山口	宇小美厚	野 田	市市市	二人
第四区		美萩長阿大豊岩光柳熊大玖	禰禰狭 門武津浦国 井毛島珂	市市市郡郡郡	
第五区	山口	大玖	井毛島珂	市市市	二人
				市市市郡郡郡	

徳島県

第一区	徳島	徳鳴小名勝板那海名阿麻美三	島門 松 島	市市市	二人
第二区		那海名阿麻美三	東浦野賀部西波植馬好	市市市郡郡郡	
第三区	徳島			郡郡郡	一人
第四区				郡郡郡	

香川県

第一区	香川	高香小大木坂綾	松川豆川田出歌	市郡郡郡市郡	二人
第二区				郡郡郡	一人
第三区				市郡	一人

愛媛	第 四 区	{	丸善仲三	龜 寺 度	市 市 郡 郡	一人	
	第 五 区			通 多 豊		一人	
	第 一 区	{	松今温	山 治 泉 智	市 市 郡 郡	一人	
	第 二 区			居 浜		二人	
	第 三 区	{	新西周	居 条 桑 居 摩	市 市 郡 郡	二人	
			新宇八上	幡 浮 予 多	市 郡 郡 郡		
	第 四 区	{	伊喜西	宇 和 島 和 和	市 郡 郡 郡	二人	
	第 五 区			宇 和 宇 宇	市 郡 郡 郡		
	高知	第 一 区	{	高土吾	知 佐 川 岡 美 芸 岡 村 毛 多	市 郡 郡 郡 郡 郡 市 市 郡	一人
		第 二 区					一人
第 三 区		{	香安高		郡 郡 郡 郡 市 市 市 郡	一人	
第 四 区						一人	
第 五 区		{	中宿幡		市 市 市 市 市 郡	一人	
第 一 区				福小門	岡 倉 司 松 畑 幡 賀 像 方 手 屋	市 市 市 市 市 郡 郡 市 郡 郡	二人
福岡		第 二 区	{			市 市 市 市 市 郡 郡 市 郡 郡	二人
		第 三 区					一人
		第 四 区	{			市 市 市 市 市 郡 郡 市 郡 郡	一人
		第 五 区					一人
	第 六 区	{			市 郡 市 郡 市 郡 郡	一人	
	第 七 区					一人	

宮崎県	第六区	{	西国東郡	東国東郡	一人
	第一区	{	宮崎湯市郡	宮崎湯市郡	二人
	第二区	{	東諸南郡	東諸南郡	一人
	第三区	{	日南城林市	日南城林市	二人
	第四区	{	延岡向市	延岡向市	二人
	第五区	{	日東白杵郡	日東白杵郡	二人
鹿児島県	第一区	{	鹿児島市	鹿児島市	二人
	第二区	{	熊枕毛崎市	熊枕毛崎市	二人
	第三区	{	指楯宿郡	指楯宿郡	二人
	第四区	{	川日置内市	川日置内市	二人
	第五区	{	串木野根市	串木野根市	二人
	第六区	{	阿出水摩郡	阿出水摩郡	二人
	第七区	{	大伊佐良市	大伊佐良市	二人
	第八区	{	鹿屋属郡	鹿屋属郡	二人
	第九区	{	肝名瀬市	肝名瀬市	一人
	第十区	{	大島支庁管内	大島支庁管内	一人

附 則

- この法律は、公布の日から施行する。但し、第十三条、第一百十三条第一項及び第二項、第一百四十四条第一項第一号並びに別表第一の改正規定並びに附則第九項のうち表の改正規定中第一百十條第一項第三号及び第一百十三條第一項第五号の項並びに第一百十條第一項第

二号及び第百十三条第一項第四号の項に係る部分は、次の衆議院議員の総選挙から施行する。

- 2 この法律の施行（前項但書に係るものを除く。以下同じ。）の日前にその選挙の期日が公示又は告示された選挙に関しては、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行の際現に改正前の公職選挙法（以下「法」という。）第十一条及び第二百五十二条の規定により選挙権を停止されている者については、この法律の施行の日以後は、その停止の効力は、消滅するものとする。
- 4 昭和二十九年四月十六日以後第十三条の改正規定の施行の日の前日までに行われた市区町村の廃置分合、境界変更その他の事由に基く改正後の別表第一に定める選挙区の区域の異動については、改正後の同条第二項から第五項までの例による。
- 5 前項の規定の適用については、別表第一の改正規定は、施行されているものとみなす。
- 6 この法律の施行の日から起算して三箇月を経過した日前に改正後の法第八十九条第四項、第五項及び第六項に掲げる職を離れた者に対しては、これらの規定は、その離れた職については適用しない。
- 7 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百二十八条及び第百四十四条中「若しくは第二百十条から第二百十二条まで」を、「第二百十条若しくは第二百十一条」に改める。

- 8 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条中「第百三十七条まで、」の下に「第百三十七条の三、」を加え、「、第二百十二条」を削り、「第二百五十一条第二項、第二百五十二条の二及び第二百五十三条第一項」を「第二百五十一条第三項及び第二百五十二条の二」に改め、

「

第百三十六条	左の各号に掲げる者	漁業法第八十七条第三項に掲げる者
--------	-----------	------------------

」

を

「

第百三十六条	左の各号に掲げる者	漁業法第八十七条第三項に掲げる者
第二百三十九条の二	第百三十七条の三	漁業法第九十四条において準用する第百三十七条の三

」

に改める。

- 9 農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条本文中「公務員」の下に「等」を、「第百三十七条まで、「の下に「第百三十七条の三（被選挙権停止者の選挙運動の禁止）、」を加え、「、第二百十条及び第二百十二条」を「及び第二百十条」に、「第二百五十一条第二項、第二百五十二条の二及び第二百五十三条第一項」を「第二百五十一条第三項及び第二百五十二条の二」に改め、同条の表のうち第十一条第一項第三号の項を削り、第六十八条第一項第二号の項及び第九十一条の項中「公務員」の下に「等」を加え、第百十条第一項第三号及び第百十三条第一項第五号の項中「第一項第五号」を「第一項第四号」に、

「

第六十一条第二項	必要な設備をしなければなら ない	その使用を許可しなければ ならない
----------	---------------------	----------------------

」

を

「

第六十一条第二 項	必要な設備をしなけ ればならない	その使用を許可しなければなら ない
第二百三十九条の 二	第三十七条の三	農業委員会法第十一条において準用 する第三十七条の三

」

に改める。

第三十一条本文中「公務員」の下に「等」を、「第三十七条まで、」の下に「第三十七
条の三（被選挙権停止者の選挙運動の禁止）、」を加え、「、第二百十条及び第二百
十二条」を「及び第二百十条」に、「第二百五十一条第二項、第二百五十二条の二及び第
二百五十三条第一項」を「第二百五十一条第三項及び第二百五十二条の二」に改め、同条
の表のうち第六十八条第一項第二号の項及び第九十一条の項中「公務員」の下に「等」を
加え、第二百十条第一項第二号及び第一百三十一条第一項第四号の項中「第一項第四号」を「第
一項第三号」に、

「

第六十一条第二項	必要な設備をしなければな らない	その使用を許可しなければ ならない
----------	---------------------	----------------------

」

を

「

第六十一条第二 項	必要な設備をしなけ ればならない	その使用を許可しなければなら ない
第二百三十九条の 二	第三十七条の三	農業委員会法第三十一条において準 用する第三十七条の三

」

に改める。

理 由

健全な民主政治の基盤として選挙が公明且つ適正に行われることを確保するため、衆議院議員の選挙について小選挙区制を採用し、高級公務員の国会議員選挙への立候補を制限し、都道府県知事の三選を禁止し、いわゆる連座制を強化し、選挙犯罪による処刑者に対する選挙権停止の制度を廃止し、選挙犯罪による被選挙権停止者の選挙運動を禁止し、選挙犯罪に係る罪の時効の整備をする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。